

区域の設定について

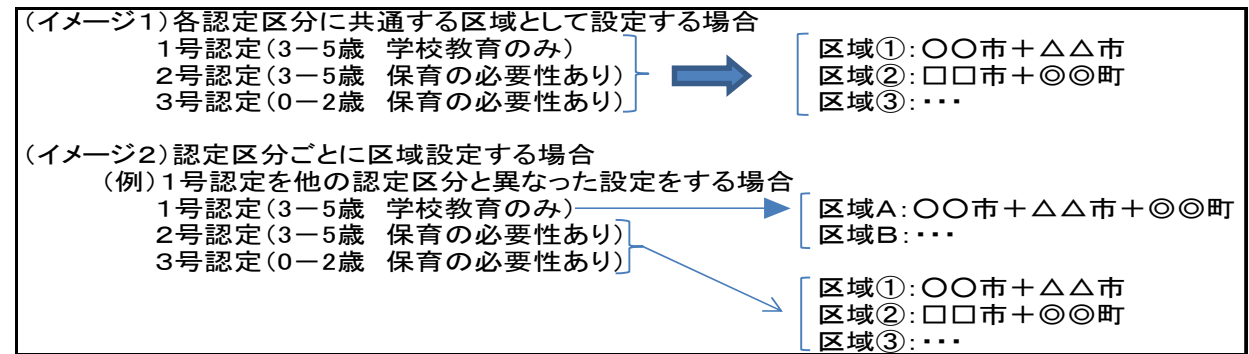
1 市町村計画、県計画における区域

○市町村計画における区域

量の見込み、確保方策を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域。小学校区、中学校区、行政区等を想定。

○県計画における区域


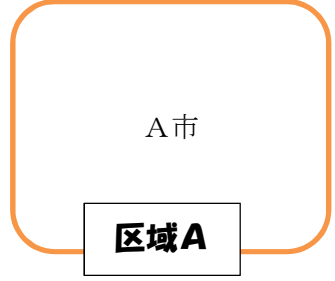
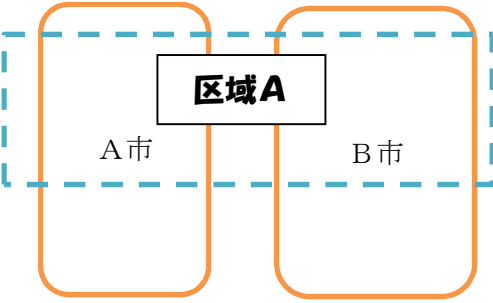


市町村が定める区域を勘案して、隣接市町村等における広域利用の実態を踏まえた区域。区域は地域の実情に応じて設定し、認定区分（1～3号認定）ごとに設定することも可。



2 区域の設定の論点

- ① 区域をどう設定するか
- ② 特に幼稚園について、市町村をまたがる利用となっていることが多いため、1号認定の区域をどう設定するか

3 区域設定の考えられるパターン

| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|---|---|--|--|--|
| パターン | ○市町村計画で定める区域設定と同じ区域で設定  | ○市町村をひとつの単位として設定  | ○複数の市町村にまたがった何らかの区域に分けて設定  | ○県をいくつかの区域に分けて設定（市町村が分断されない）（参考例：地域保健医療計画の区域設定）  | ○県を1つの区域として設定  |
| 長所 | ・市町村計画と一致するため、地域の実情に合った区域設定とすることが可能である。 | ・従来市町村単位で考えてきた保育所の認可の考え方になじむ。 | ・市を越えた広域の視点が必要な幼稚園の認可になじむ。 | ・市を越えた広域の視点が必要な幼稚園の認可になじむ。 | ・市を越えた広域の視点が必要な幼稚園の認可になじむ。 |
| 検討が必要な点 | ・市を越えた広域の視点が必要な幼稚園の認可になじまない。 ・認可を考えるには単位が小さすぎる可能性がある。 | ・市を越えた広域の視点が必要な幼稚園の認可になじまない。 ・認可を考えるには単位が小さすぎる可能性がある。 | ・子ども・子育て支援事業計画(市計画)は、市ごとにニーズを把握し、確保策を考えることになるが、市をまたぐ区域設定となるため、市町村間の調整が必要となる。 ・実態に即した区域設定となるか、検討が必要である。 | ・従来市町村単位で考えてきた保育所の認可の考え方になじまない。 ・実態に即した区域設定となるか、検討が必要である。 | ・需給調整が県全域となることで、ニーズ量の多い市町村にさほど多くない市町村が影響され、必要となる地域において新たに保育所や幼稚園、認定こども園の認可を行うことが難しくなる。 |

参考：現状の幼稚園・保育所認可の際の考え方【幼稚園】

- 該当幼稚園の周辺半径4キロ以内（名古屋市内幼稚園では、2キロ以内）を一つの範囲として捉え、そこに設置されている公私立幼稚園、保育所の定員、実員の状況を判断基準の一つとしている。
- この範囲設定は、通園バスの運行時間を1路線30分とした場合、バスの移動距離が概ね半径4キロ（名古屋市内は2キロ）程度と考えられるため設定しているものであるが、明文化されたものでなく、従来からの慣例として実施されている。
- ※ 認可審査基準細則では、通園バスの1コース当たりの運行時間を、「おおむね30分程度」と規定。

【保育所】

該当保育所の所在する市町村（又は市町村内の区域）。